

# meet-up とよなか 規約

制定 平成 27 年 2 月 5 日

改定 令和 8 年 2 月 6 日

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、豊中市内の商店主を中心とする事業者が相互扶助の精神に基づき販売促進の効果をあげながら、地域内商店の健全なる発展を図り、地域商業の振興に寄与するとともに、地域社会への貢献を目的とする。

第2条 本会の名称は、『meet-up とよなか』と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は 大阪府豊中市内に置く。詳細は別途規程に定める。

## 第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 協同販促の企画立案・実行
- (2) 加盟会員の共同広告、宣伝の実施
- (3) その他、消費者へのサービス並びに販売促進に関する事業
- (4) 上記(1)～(3)に付帯する事業

## 第3章 会 員

(資格)

第5条 本会の主旨に賛同し本会の事業に協力できる商店主（企業）等であり、かつ現時点及び将来にわたり、自己について次の各号のいずれの事項にも該当しないことを表明し、又は確約する者。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であること又は反社会的勢力であったこと。
- (2) 反社会的勢力が経営を支配していること。
- (3) 代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
- (4) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図るなど反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。

- (6) 反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (7) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求を行うこと。
- (8) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。
- (9) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行うこと。
- (10) 宗教団体、政治団体への勧誘及びそれに類する行為を行うこと。
- (11) 当会の活動、行事、交流の場等を利用して、ネットワークビジネス、その他のビジネス交流会等への勧誘、紹介、斡旋等の行為を行うこと。
- (12) 前各号のほか、当会の目的や円滑な運営、または会の信用を損なうおそれがあると当会（役員会等）が判断する行為を行うこと。

(入会)

第6条 会員の資格を有し、入会を希望する者は、別に定める手続きにより理事会の議を経て入会を許可する。

(脱退)

第7条 会員の脱退は、本会に通知し別に定める手続きを経て脱退することができる。次の場合は脱退とみなす。

- (1) 会員たる資格を喪失した場合
- (2) 除名された場合

(除名)

第8条 本会は会員が次の各号の一に該当したときは、総会の議を経て除名することができる。この場合にはその会員に対し、総会の一週間前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の体面を著しくきずつける行為のあったもの
- (2) 本会の目的遂行に反する行為のあったもの
- (3) 本会の会員たる義務を怠ったもの

(届出)

第9条 会員は次の各号の一に該当する場合は、本会にその旨を遅滞なく届け出なければならない。

- (1) 氏名もしくは名称、住所に変更があったとき
- (2) 事業の閉鎖廃止をするとき
- (3) その他会員たる資格の喪失をきたすべき事実があったとき

(権利の消失)

第10条 会員たる資格を失った者及び会員の都合により本会を脱退したものについて

は、加入金、会費、その他負担金等は一切返戻しない。

脱会者は脱会前の未納会費及び負担金を完納する義務を負い、本会に対する一切の権利を失う。

#### 第4章 役員及び職員

(役 員)

第11条 本会に次の役員を置く。

代 表 1名  
副 代 表 2名以内  
会 計 2名以内  
理 事 5名以内  
監 事 2名

(任 期)

第12条 役員の任期は2年とする。但し、補欠のために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は再任をさまたげない。

第13条 役員は代表、副代表、会計、理事で構成する。

代表は本会を代表し本会の業務を総理する。

副代表は代表を補佐し、あらかじめ代表の定める順位により、代表事故あるときは、その職務を代理し、代表が欠員の時はその職務を行う。

会計は会の出納管理を行い、適宜報告する。

理事は代表および副代表を補佐して会務を処理し、代表および副代表に事故あるときは、その職務を代理し、代表および副代表が欠員のときはその職務を行なう。

監事は本会の業務および会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

第14条 役員は規約、規程および総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第15条 役員は総会において選任し、解任する。

第16条 役員は報酬を受けない。但し旅費、その他業務の遂行に伴う実費についてはこの限りではない。

(職 員)

第17条 本会に職員を置くことができる。  
職員は代表が任免する。  
職員は代表の指揮を受けて本会の事務を処理する。

## 第5章 総会および理事会

### (総会)

第18条 本会の総会は通常総会および臨時総会の2種とし、代表が招集する。  
通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は代表が必要と認めたとき開催する。  
総会の招集は会日の1週間前までに会議の目的、日時、場所を会員宛通知して行うものとする。  
議長は出席者の中から互選する。

### (総会の決議事項)

第19条 総会の決議事項は次のとおりとする。  
(1) 規約の変更  
(2) 事業計画および収支予算の決定または変更  
(3) 会費の額は総会で決定し、承認を得るものとする。  
(4) その他理事会が必要と認めた事項

第20条 総会の議事は、会員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。委任状は出席とみなす。  
総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。  
総会の議決について特別の利害関係を有するものは議決権を行使することができない。この場合出席者に算入しない。

### (議事録)

第21条 総会の議について議事録を作らなければならない。  
議事録作成者は議長がこれを指名する。  
議事録には議事の経過、要領、結果を記載し議長および出席した役員が署名しなければならない。

### (理事会)

第22条 本会に理事会を置く。  
理事会は代表、副代表、会計、理事全員をもって構成する。  
理事会は代表が招集する。

理事会の招集は監事を除く役員に対し、会議の目的たる事項、日時、場所について通知して行なう。

理事会の議長は代表をもってあてる。議決権は各々 1 個とする。

**第23条** 理事会の議決事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 規程の設定、変更、または廃止
- (3) その他本会業務の執行に関し重要な事項

## **第6章 会計**

**第24条** 本会の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わるものとする。

**第25条** 本会の運営に要する経費は加入金、会費、特別賦課金、手数料、その他をもってあてる。

## **第7章 解散および清算**

**第26条** 本会は次の場合解散する。

- (1) 総会において解散の決議をした場合
- (2) 破産した場合

**第27条** 解散による清算および財産の処分については総会の議決による。

**第28条** 解散後であっても総会の議決を経て、その債務を完済するに必要な限度において会員に賦課金を課すことができる。

**第29条** 本規約の定めるものほか、規程の定めるところによる。

## **附 則**

**第30条** 規約の施行

- (1) この規約は、平成 27 年 2 月 5 日より施行する。
- (2) 平成 31 年 3 月 4 日より、本改訂版を施行する。
- (3) 令和 8 年 2 月 6 日より、本改訂版を施行する。

# **meet-up とよなか 規程**

## **総 則**

### **(目的)**

第1条 この規程は、規約第1章第3条の規定に基づいて設置する事務局について定めることを目的とする。

### **(事務所)**

第2条 本会の事務所は 大阪府豊中市新千里西町 3-2-3 (笛部書店内) に置く。

## **付 則**

この規程は、平成27年 2月 5日から施行する。